

厚岸町規則第17号

厚岸町情報処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町情報処理規則の一部を改正する規則

厚岸町情報処理規則(平成11年厚岸町規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「設置等」を「設置」に改める。

第2条第1号中「厚岸町事務分掌条例(昭和35年厚岸町条例第2号)」を「厚岸町事務分掌条例(平成30年厚岸町条例第34号)」に、「及び第3条」を「、室及び同条例第3条」に改め、同条第5号中「総務課」を「危機対策室」に改める。

第3条第3項、第6条第3項、第8条第1項及び第4項、第9条第2項、第10条第3項並びに第15条第2項及び第3項中「総務課」を「危機対策室」に改める。

第16条第4項中「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

第17条第2項中「総務課」を「危機対策室」に改める。

第18条ただし書中「総務課」を「危機対策室」に、「財政担当課」を「総合政策課」に改める。

第24条、第26条及び第27条中「総務課」を「危機対策室」に改める。

第30条第2項中「データ完全」を「データを完全」に改め、同条第3項中「総務課」

を「危機対策室」に改める。

第35条第2項第2号中「目的外使用」を「目的外利用」に改める。

第36条中「第31条及び第32条」を「第34条及び第35条」に改める。

第39条第3号中「目的外の使用」を「目的外利用」に改め、同条第5号中「報告義務」を「報告の義務」に改める。

第41条及び第42条中「総務課」を「危機対策室」に改める。

第45条第4項各号を次のように改める。

- (1) 危機対策室長
- (2) 総合政策課長
- (3) 町民課長
- (4) 保健福祉課長
- (5) 出納室長

第48条中「総務課」を「危機対策室防災情報係」に、「行う」を「処理する」改める。

別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第7号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。